

# 第 1 2 4 回入札監理小委員会

## 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

# 第 1 2 4 回入札監理小委員会 議 事 次 第

日時：平成 22 年 5 月 21 日（金）19:07～21:00

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

1. キャリア交流プラザ事業について（厚生労働省）

2. 実績評価（案）等について

○国民年金保険料収納事業【平成 19、20 年度事業開始分】（日本年金機構）

3. その他

## 3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（厚生労働省）

職業安定局 北條首席職業指導官、佐藤中央職業指導官

（日本年金機構）

石塚理事、事業管理部門 国民年金部 町田部長、清川部員

厚生労働省年金局 石井年金管理審議官、事業管理課 橋本課長

（内閣府）

公共サービス改革推進室 佐久間室長

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 124 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「キャリア交流プラザ事業」についての審議と、年金保険機構の「国民年金保険料収納事業」の実施状況及び実績評価(案)についての審議を行います。

初めに、「キャリア交流プラザ事業」についての審議を行います。本件事業につきましては、全国 9 労働局において、本年 3 月より入札手続を行っているところではありますが、有資格者の応札がなかった箇所があったとのことですので、入札の状況などにつきまして、厚生労働省職業安定局、北條首席職業指導官より、御説明を 5 分ぐらいでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○北條首席職業指導官 厚生労働省の首席職業指導官の北條でございます。よろしく申し上げます。

私の方からは、今お話のありましたキャリア交流プラザの入札状況について御報告を申し上げたいと思います。資料 1-1 がお手元にあるかと思っておりますので、それに沿いましてお話を申し上げたいと思います。

このキャリア交流プラザと申しますのは、御承知のとおり、ハローワークの求職者を中心としてセミナーを行ったり、いわばグループワークということを通じて就職促進を図るための施設でございます。この事業について、平成 22 年 7 月から 24 年度末までの 3 年間分につきまして、全国 9 の労働局において、この市場化テストによって民間事業者に委託をして実施するという事で取り組んでまいりました。

それで、入札参加者の募集を行ったわけでありましてけれども、実は 2 労働局、埼玉と千葉ですけれども、こちらの方は入札の資格を満たす者がおったのでありますけれども、7 労働局については満たす者の応札がなかったということでありまして、その中身といたしましては、応募した事業者の全てが職業安定法の違反があった、あるいは労働者派遣法の違反があったということでありまして、また、一部の事業者は障害者の雇用率、1.8%以上の障害者を雇うようにという法定雇用率が定められておりますけれども、それを満たさなかったという状況がございます。

具体的に申しますと、今までのスケジュール、3 月 11 日に入札公告を行い、入札説明会をその後行いまして、42 社（延べ 80 社）の参加を見、22 日までに入札書・企画書の提出をいただいたということで進めてまいりました。その応募状況ですけれども、繰り返しになりますけれども、10 社（延べ 28 社）から提出があったけれども、埼玉、千葉を除いて、ほかの局においては入札参加資格を満たす者がなかったということでありまして、具体的な労働局名及び応募の事業者数については、下のところに書いてございますとおりであります。

これに基づきまして、入札条件の見直しについて内部的に検討してまいりました。入札書・企画書を提出したものの無効となった民間事業者でありますけれども、次の要件を満たしていなかった。繰り返しになりますけれども、職業安定法もしくは労働者派遣法の規定、あるいは、これに基づく命令もしくは処分に違反した日から 5 年を経過しないもので

ないこと。つまり、5年を経過すればこれは解除されるけれども、それに満ちていないということで、ここでいわばアウトになってしまったということでもあります。この要件について緩和できるかどうかということを検討してまいりましたところ、私ども職業安定局の事業でありますので、労働力需給調整を担当しております、そのまさに根幹的な規定でありますので、そこを甘くするというのはどうか。それから、ほかの委託事業、さまざまなものがありますけれども、共通の要件で対応しておりますので、これだけ甘くするというのはちょっと理屈が成り立たないということで、緩和することは困難ではないかというふうに考えております。

よって、7労働局における再度公告入札というものをやっていくことになろうと思いません。入札参加資格の変更そのものは行わないこととなりますけれども、委託する要項の中身ということになりますと、事業の開始時期は7月1日としていたところ、これはもう間に合いませんので、9月1日からということになります。それから、22年度中の支援の期数、期数というのは数週間おきに新しいクラスが始まっていきますので、そのクラスのことですけれども、当初、10期を考えておりましたけれども、ずれ込むことによって8期ということクラスの数も減らしていくということになります。これによりまして、当然、今後どれだけ再入札が期待できるのかということになりますけれども、事前に人材協という、人材派遣とか人材の初期紹介をやっている事業者の集まりでありますけれども、そちらの方にできるだけPRもお願いしてまいりたいということを考えておりますし、最大限の努力を図って、再入札が成立するようということを考えてまいりたいと思っております。

簡単でありますけれども、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら。渡邊副主査、どうぞ。

○渡邊副主査 質問ですが、10社のうち9社が職業安定法もしくは労働者派遣法の規定、または、これらの規定に基づく命令もしくは処分に違反した日から5年を経過しないという要件についてですが、具体的にはどういう規定、あるいは、どのような命令に違反する場合を想定しているのか。例えば、不勉強で恐縮ですが、届出違反のような形式違反なのか、やはり実質的な、まさに法の意図するところに違反しているのか、そのあたりはどのような状況なのでしょう。

○北條首席職業指導官 まず、幾つか例がありますけれども、職業安定法の方だと、求人者・求職者に対して、取扱い職種の範囲を明示して書面で交付しなければいけないという規定があるのですが、それを明示していなかったということがありました。それから、手数料の管理簿とか、さまざまな帳簿を、事業の適正化を図るためにつくらなければいけないのですが、基本中の基本ですけれども、これがなかったというものがございました。それから、派遣法の方ですと、個人情報をも本人の同意なしに派遣先に知らせるはいけないという決まりがございますけれども、それを知らせていた。個人情報保護につ

いては強く保護を求められておりますので、これについて違反していた。それから、社会保険・雇用保険の加入の有無を派遣先に通知しなければいけない。労働者の基本的な条件であり、権利でありますところの、保険に入れるかどうかという基本的なことが通知されていなかった。労働者を軽んじていたということがございましたので、こういった条項に触れているということでございます。

○渡邊副主査 10社のうち9社が満たしていなかったというのは相当な確率ではないかと思うのですけれども、要項には明らかに明示の規定が入っていて、なぜこの応札をした事業者10社のうち9社が満たしていなかったのかということが非常に素朴な疑問です。それは、周知はしたけれども、応札する側で自分たちがそういった過去において違反の履歴があることに気がつかないで応札をして、その後のプロセスでわかったのかどうかというのが1つめの質問です。

もう1つ、次回同じように再度入札したときに、今回応札した以外の事業者で、過去に違反がなかった者の応札が期待できるのかどうか。そこはいかがでしょうか。

○北條首席職業指導官 1点目でありますけれども、事業者が事前にこういった応募条件を了知していなかったかどうかということでありまして、その派遣法ですとか職業安定法違反の関係は、事業所単位で現場の労働局から指導票を切るんです。ところが、例えば東京に本社があったとしても、仙台の事業所でそういう指導票をいただいているということになってしまうと、その企業全体が入札資格を失ってしまうということになるわけです。その事業者が例えば東京で申請したとしても、仙台でアウトになっていけば、それはアウトということで、東京の本社では仙台の事業所のことを把握していなかったということが多いというふうに思います。

それから、今後期待できるかどうかということについては、まさにふたをあけてみないとわからないのでありますけれども、私どもとしても、最大限、事業主団体に働きかけてPRを周知して、次なる入札というものを期待するとしか今の段階では申し上げられない状況ですね。

○稲生専門委員 こういうケースというのは割りと多いのですか。地方の労働局さんが、この手の事業というか、発注したときに派遣法などの規定に引っかかるようなことというのは過去にも結構あることなんでしょうか。あるいは、今回は本当に特殊な事業で、たまたま起こってしまったことなのか、どちらでしょうか。

○北條首席職業指導官 これには背景がございまして、この規定自体は昔からある規定で、新たに設けたわけではないんです。ところが、今、労働者派遣法については、労働者保護のために厳しく運用しなければいけないということが国会等で相当議論になっているわけです。数年前に、何代か前の大臣が国会の答弁で、法の規定はあるのに全然運用されていないじゃないかという厳しい質問をいただいて、それはちゃんと是正して指導してまいりますというお答えをし、それから、私どもの運用がやるべきことをやるようになってきた。前は、言葉で言えば、ある程度口頭で是正してくださいということを経験していたものを、

ちゃんと法律どおり指導票を切るようになってきた。運用がここ2～3年、確かに厳しくなっている状況があると思います。それは、当然のことをやっているということだと思います。

○樫谷主査 キャリア交流プラザ事業というのは、今回初めてではなくて、もう何回かやっていますよね。

○北條首席職業指導官 そうですね。

○樫谷主査 過去の人には問題なかったのですか。

○北條首席職業指導官 過去においては、過去に遡って、その時点で違反があったかどうか今となってはわかりませんが、少なくとも指導票を切ったかどうかという行政上の記録はないです。

○樫谷主査 当時はクリアしていたということですね。

○北條首席職業指導官 そうですね。当時はクリアしていたということになります。

○樫谷主査 最近厳しくなったということですね。

○北條首席職業指導官 ここ2～3年、運用が確かに厳しくなっているということはあると思います。

○樫谷主査 こういうことは大変なことですよ。

○北條首席職業指導官 基本的に労働者を扱う事業でありますので、労働者保護に関する姿勢が疑われるようなことをやっているという事業者にお任せして支援をやらせてよいのかという基本論がありますので、そのところは、数が少ないから緩めればよいという話にもならないのかなというふうに思っているんです。

○樫谷主査 5年というのは、今はほかにも全部5年でやっていらっしゃると思うのですが、これはいかんともしょうがないのですか。直っていればもういいじゃないかと。

○北條首席職業指導官 そうですね。5年という規定がございますから、仮にそれを短くするということは今後の議論はあろうと思います。ただ、この場で年度の初めで、ほかの委託事務も全部同じ並びでやっていますので、では、この事業だけなぜ緩くするのかというのを国民に対して説明することができませんので、来年度分以降について並びで考えていかなければいけない問題だというふうに思っています。

○樫谷主査 今の御説明の中で、最近厳しくなっているということで、そうすると、下手したら全部やられてしまう可能性があるわけですね。つまり、今まで少し甘かったので民間事業者はたかをくくっていた。ところが、それが厳しくなったので、正式には全部チェックがいないところも本当は内在的にあるかもわからないし、規模の大きいところはどこかで引っかかってしまうという可能性があるわけですよ。

○北條首席職業指導官 はい。

○樫谷主査 そうすると、これはここの入札だけじゃなくて、ほかにも職業安定局の入札は全てそういう影響が出てくる可能性がありますよね。

○北條首席職業指導官 この案件でまさに引っかかって入札ができなかったという事例は

出ていますね。

○渡邊副主査 確認ですが、今の入札の要項の3の(7)の記載は、規定に違反し、あるいは規定に基づく命令もしくは処分に違反するという規定ぶりにはなっているのですが、先ほどの御説明を伺うと、実質的にというか、規定に違反したかどうかというよりも、基本はさっき言われた指導票を出しておられるかどうかで、それは、たぶん性格としては行政指導を受けた。それは、書面による行政指導を受けた場合に限って見た場合にでも、やはり10分の9が違反している。

○北條首席職業指導官 ええ。

○渡邊副主査 そうすると、行政指導に当たらない口頭注意とか、そういうものはもっとあるかもしれないということでしょうか。

○北條首席職業指導官 口頭注意を幾らしたとしても、そこは違反というふうにカウントされないわけです。○か×かですので、指導票が切られて初めて違反という事実が明定されるわけです。

○稲生専門委員 今回、条件は基本的には見直さないということですが、ただ、応札があったところを見ると、愛知とか広島とか、結構社数がなくて、逆に、これをある程度丸めて、例えば広島と福岡を一緒にするとか、規模を大きくして、もう少し大き目の企業さんが参入してくるような条件を改めて設定するというのは、私、細かく見ていないのですが、そういうことは仕組みとして可能ではないんですか。

○北條首席職業指導官 複数の地域を一括するということですね。実はキャリア交流プラザというのは、国がやっていた時代に、1つのビルの一室を借り切って、場所はもう既にあるわけですね。その事業者は地元の雇用情勢について精通している事業者にお願いするというのが適切だと思いますので、2つの地域を一緒にということも論理的には可能かもしれませんが、やはり求職者の就職支援に精通した事業者、それぞれの事業者にお願いするというのが筋だろうというふうに思っているのですけれども。

○稲生専門委員 そうすると、逆に言うと、社数が減ってしまっていて、ある意味では、例えば愛知であれば愛知に基盤を有する地元の中堅・中小クラスの業者さんしか応募できないようになってしまうのかなと。

○北條首席職業指導官 そうではなくて、例えば全国的な会社・企業だったとしても、名古屋に支店を構えていれば、それは当然応募できますので、そのところをたぶん一緒にしても、一緒にしなくても、事態はそれほど変わらないかもしれませんね。

○樫谷主査 もう1つ質問ですが、入札をするときには、例えば立入か何かわかりませんが、それはなかったもので、特にそういう書類は出なかったと。ところが、入札をして落札した事業者が、たまたま厚労省の調査があって行ったところが違反だったとしたときには、これはどういう扱いになるのですか。解除理由になるのですか。

○佐藤中央職業指導官 はい。契約解除の理由になります。

○樫谷主査 それは、そうせざるを得ないのですね。

- 北條首席職業指導官 そうですね。公平性の観点ではそういうことになります。
- 樫谷主査 そうすると、そこはあまりいけないですね。いけないことはないんですけど。
- 北條首席職業指導官 この事象というか、状況は、派遣法なりの運用がここ2～3年ちょっと厳しくなっているということに基づいて生じていますので、今、指導票というものがどんどん出ていって、派遣法なり民間職業紹介事業者が適正化されている状況なんです。そうすると、あと1年、2年すると落ちついてくるのではないかと私どもは思っております。そうすると、次の機会にはきれいになって、相当入札ができるんじゃないかと思えますね。
- 樫谷主査 5年というのは特に何か根拠があるのですか。
- 北條首席職業指導官 根拠があるわけではないです。ですから、この5年のところも、見直しをするならば、私ども職業安定局のほかの委託事業も全部合わせて例えば3年にしましょうという議論は今後あるのかもしれませんが。
- 樫谷主査 特に直っていないところは別として、もう既に直っているという事実が検証できた場合は、そういう要因でしたら、特に特殊な要因ですよ。そういう意味では、そこで5年となると誰もいなくなってしまうので、もう直っているところは1年でも2年でも3年でも、適当な期間はわかりませんが、そういうことは考えていただいた方がいいのかもわかりませんね。正常になれば、5年でもいいのかもわかりませんが。
- 北條首席職業指導官 私どもとしても、民間の優秀な事業者にぜひお願いしたいと思っていますので、応募が少ないということは簡単な言葉で言うと困ってしまうということになりますので、どうか要件を、今すぐには緩められないけれども、然るべく現実的な対策というのを課題として残して検討していきたいと思っています。
- 樫谷主査 今の質問と関連するのですが、例えば10社のうちの9社だったのですが、9社は大体何年ぐらい前のものが多いのですか。ごく最近ですか。
- 北條首席職業指導官 ここ2～3年でございますね。
- 樫谷主査 バラバラですか。5年だと来年になるとクリアするとか、それは3年にすると半分に減るとか、その辺は何か考えていらっしゃいますか。
- 佐藤中央職業指導官 ほとんど20年度、21年度です。
- 樫谷主査 では、最近ですね。
- 北條首席職業指導官 最近ですね。
- 渡邊副主席 20年度、21年度に書面による行政指導された企業の比率についての今のお話を伺うと、もしかしたら来年も再来年も極めて厳しい状況にあるのかなという気がするのですが伺いたいのですが、まさか10社分の9社、全事業者数の90%が行政指導を受けているということですか。そういう意味では、3年ぐらいこの状況が続くというふうに考えた方がいいのか。そのあたりはいかがでしょうか。
- 北條首席職業指導官 そこまでは。9割ということはないと思います。今回応募されたのは、全国に展開している事業者が多かったんです。そうすると、例えば先ほど申し上げ

ました仙台で1個アウトになってしまうと、その企業全体、例えばそれが熊本で応募してもアウトになってしまいますので、そういうところは今回こういうことで指導票を受けて是正していくと、徐々にではありますけれども、それはクリアできるんじゃないかと思えます。

○樫谷主査 では、これでとりあえずもう一回やってみようということでしょうけれども。

○北條首席職業指導官 はい。ちょっと努力させていただければと思います。

○樫谷主査 もしこれができなかったら、また同じようなことか、あるいはまた、今度は知らないでということはないと思うのですけれども、そういう方は入札されないと思うのですけれども、感触として参加者はいるというふうに考えていいのですか。

○北條首席職業指導官 それは本当にふたをあけてみたいとわからないですね。業界団体を通じて十分周知は図っていきたいと思っていますけれども。

○樫谷主査 もしこれが再入札でなかったと。その場合の対応としては、どのように考えていらっしゃると思いますか。

○北條首席職業指導官 これは要項の規定で、国がやるということになっています。

○樫谷主査 2回目でだめだったら、国がやらざるを得ないということですか。

○北條首席職業指導官 そうですね。ただ、国も民間に任せるという気持ちでいたので、なかなかすぐにまた国というわけにいかないですね。どうにか民間にお願いしたいと思っています。

○樫谷主査 では、次だめだったら5年の要件をもう一遍検討いただくとかね。ただ、直っていないとだめでしょうけど、直っていれば5年の要件を少し短くしていただくとか、現実、入札可能な。本当に違反しているようなところは別でしょうけれども、また直していないとか、そこは検討していただかなければいけないかもわかりませんね。

○北條首席職業指導官 そうですね。初めに基準を決めて入札をしましたので、それでだめだったからといって、では3年とすぐ下げるということが国民にとってどうかということになりますので、変えるとすると、今後検討して、やる前から3年でさあどうぞとやらないと、いろいろなところでトラブルが生じてまいりますので。

○樫谷主査 それはそうですね。

○北條首席職業指導官 千葉、埼玉でも、落ちたところもあるわけです。1社は合格しましたけれども、3年だったら俺だってオーケーだったと、千葉、埼玉が今度はまた収拾がつかなくなってしまうということになりますね。

○樫谷主査 わかりました。事務局から何かありますか。とりあえず、この条件でやってもらうと。よろしいですか。

○事務局 はい。

○樫谷主査 わかりました。それでは、時間となりましたので、キャリア交流プラザ事業についての審議はこれまでとさせていただきたいと思えます。本件につきましては、本日をもって小委員会での審議は概ね終了したものとして、改めて小委員会の開催をすること

はせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「よろしく願います」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をさせていただいた上で、各委員にその結果を送付したいと思います。

また、厚生労働省におかれましては、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

（厚生労働省職業安定局関係者退室）

（日本年金機構関係者入室）

○樫谷主査 それでは、続きまして「国民年金保険料収納事業」の平成19年度、20年度事業開始分の実施状況及び実績評価（案）について審議を行いたいと思います。

同事業の実績評価（案）につきまして、前回の審議等を踏まえた修正点について、まず内閣府より御説明いただきたいと思います。5分程度でお願いしたいと思います。

○山西参事官 よろしく願います。前回の御議論の後、内閣府の方からは、資料B-2になりますけれども、事務連絡を出させていただきまして、それに対する回答ということもゴールデンウィーク明けに、日本年金機構と厚生労働省の方から資料2-1としていただいております。そういうものをもとに、そろそろ内閣府が作成する実績評価をまとめなければいけない。一度、実績評価（案）を審議しているのですけれども、その後半の部分を今回、骨子としてまとめさせていただきました。

それと、私どもとして、今日は厚生労働省の幹部の御出席もいただいておりますので、できる限りディスカッションしていただいた方がよろしいかと思っておりますので、そのために実施要項の見出しを論点ということで並べさせていただいております。これから論点と、そのもとになっている資料B-1をもとに、内閣府としての整理を手短かに説明させていただきます。

最初、1が「本事業を継続させる可能性」ということでございますけれども、(1)として、私どもとしては今の段階で改善策というものが具体的にないという状況の現在では、継続させることの是非を判断することは困難であるということにしております。これについては、参考といたしまして、見えることですが、やはり落札している価格が、特に21年度になると従来経費の15.4%。ここまで落ちますと、通常の徴収関係の業務でも、実績比で比べても50%落ちるものというのはなかなかない。安値落札に対する防止がどうなっていたのかとか、そこが法律上も、国の行政機関等としての責務として、民間委託するときはどういう対応をされていたのか、ここが問題になると考えております。

(2)といたしまして、そうすると、現在は19年、20年の評価ということになっているのですけれども、(2)は、21年、昨年から審議していただいて開始しているものについても、まだ2年あまり期間が残っている。それも今回こういう状況ということがわかりますと、本当に事業がうまくいくのか。その取扱いについて、どういう補充策が考えられるのか。場合によれば、外部への個別訪問がない場合というのは、厚生労働省さん、あるいは日本年金機構さんの方で別途御用意されて、別の契約で非常勤職員でも手配されるのかとか、そういう具体策がどうなるのかということが明らかになる必要があるのではないかと考えております。

2といたしまして、これは確保すべき質に関する要求水準が未達成。これの原因分析と今後の対応についてでございます。まずは実施体制、これは稲生先生の方から指摘を受けて、私どもも数社からヒアリングさせていただいておりますけれども、データを直近でも、実際に納付の実績については、昨年10月のものしか配布されていないと言っている業者の方がいらっしゃるのか、そういう中で、これから体制を整備されていくことになると思いますがけれども、今、全ての取りまとめ業務を本部に集約されている中で、どう対応していくのか。また、今までの徴収のプロと言われている方が的確に民間企業を指導・監督していただく方が配置できているのかとか、そこら辺の考え方を整理していただきたいという話でございます。

3点目として、安値落札の是正の問題でございます。これが、本来あるべき予定価格が幾らになるのか。これは日本年金機構さんが決めるべき話でございますけれども、次の落札を急にするという場合に、今のまま入札をしてしまうと、恐らく落札価格が従来の15%ということであれば、従来15%という応札しかしないのではないかと。それに対してどういう措置をとれば、あるべきクオリティが保証される金額の落札になるのか。非常に難しい問題ですけれども、そのための対応が必要ではないかと。

4点目でございますけれども、これは私どもも、日本年金機構さん、そして厚生労働省の方がかなり御努力されて、大臣の方からも、入札の評価方式を除算方式から加算方式に変更するというところまで行き着いたということは伺っております。これについても、今までもこの場で議論をしていただいているとは思いますがけれども、単に加算方式になるだけではなくて、どういう事項を逆に民間企業、委託する先に注文することができるのか。しかも、これは単に委託するときに注文するというだけではなくて、きちんとした契約条項に書いていなかったら、それができていないときには、幾ら現場の事務所の方がこれをやれと言っても、それは契約上の違反にならないというときには民間企業が動きません。そこをどうきちんと的確に説明されるのか。その是正策を明らかにしていただきたいという話でございます。

5点目でございますけれども、確保されるべき達成目標の見直しの必要性でございます。これは(4)と関係するのですけれども、やはり単に評価において注文する以外に、今まで本当に納付水準についての目標だけでよかったのか。これは、私どももガイドラインを3

月末に改定しておりますので、基本となる目標というのが達成水準として納付率について置くということはおわかりの通りですけれども、それ以外にこういう形で業務をしてもらいたいという注文が本当にあるのであれば、それをきちんとした形で目標に置いて契約に落とししていくということがなければ、民間企業が的確に動かないのではないかと考えています。

ここで(2)の説明が飛びましたので、(2)に戻らせていただきますけれども、これは日本年金機構の各年度の収納対策の方針の是正の必要性についてでございます。これは、やはり現場の方で混乱が生じているということは民間企業が言っている部分でございますけれども、現年度分と過年度分、両方目標を置いているとしても、公表資料として今出ているものを見ても、例えば21年度の方針というときに、現年分についてはこれをしろということが書いてあるけれども、最終的には80%を目指すということが書いてあるのですけれども、過年分について書いていなかった。そういう中で、複数者の方から、現場の事務所の幹部の方から、現年分に特に重きを置いて納付の勧奨をやってくださいということが特に期末の3月から4月にかけて多くて非常に困ったということになっている原因ではないか。それであれば、やはり方針の見直し、また広報の見直しを考えていただきたいというのが(2)でございます。

(6)、これは今までも年金機構さんの方でも手当てをされると言っている問題ですけれども、連携強化の方法。

(7)は、今後の評価をどうしていくかという話でございます。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。それでは、日本年金機構から、10分程度で、今の御説明、内閣府からの指摘に関連するところを、石塚理事の方から御説明いただきたいと思っております。

○石塚理事 その前に、審議官から一言御挨拶申し上げます。

○石井年金管理審議官 厚生労働省で年金管理審議官を務めさせていただいております石井と申します。初めて出席をさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

国民年金保険料の収納対策をきっちり進めていくこと、これは非常に重要な課題だということで私どもも重く認識をしております。この課題に取り組んでいく上で、市場化テストを効果的なものにして実を上げていくということが大きな1つの柱であるという認識も持っておる次第でございます。厚生労働省年金局といたしましても、日本年金機構発足以降、5ヶ月たちますけれども、今までも二人三脚で取り組んできておるつもりではございますが、今後も日本年金機構をバックアップするとともに、力を合わせて取組を進めていきたい、このように考えておる次第でございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○樫谷主査 それでは、日本年金機構の石塚理事の方からお願いします。

○石塚理事 B-1の資料を事前に私どもいただいておりますので、事務的に細かい点につ

いては、別途事務局の方に御意見というか、見え消しの形で差し上げていますので、必要であれば後ほどそんな資料も御覧いただければと思いますが、お時間の関係もあると思いますので、資料2-1と、いただいた資料B-1の委員限りの資料に即して町田の方からポイントだけ少し御説明させていただいて、後ほど私から。

○樫谷主査 ディスカッションを中心にやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町田部長 資料2-1で、今、参事官がおっしゃったような論点につきまして、事前に事務連絡ということで私どもの方に御指摘をいただいているところでございます。それで、資料2-1に、厚生労働省、そして私ども日本年金機構の考え方ということで整理をさせていただいております。主に関連するようなところを中心に、簡単に御説明をしたいと思っております。

まず最初の関係でございますが、資料2-1の(4)、(5)でございます。ここの御指摘の点につきましては、まさしく日本年金機構の幹部が的確に指揮監督する。また、現場の職員や保険料滞納者との円滑なコミュニケーションにリーダーシップを発揮することが不可欠となるということで、機構における体制はどうなっているのかというところの御指摘でございます。その回答のところを考え方ということで御覧いただきたいと思っておりますけれども、機構発足当時でございますけれども、民間企業経験者の積極的な採用ということで、約1,800名程度を採用しているところでございます。また、本部の体制強化ということで、年金事務所なり、それから都の経験者を約170名増員しているところでございます。外部委託ということでございますので、その外部委託を横断的に管理する部署も設置しているところでございます。しかしながら、人事異動に伴う市場化テストの経験者の不足ということは否めないところがございまして、必ずしも十分な体制となっていないという面がございます。今後とも必要な体制の確保というものは確実に図っていききたい。そういう面から、この6月でテキヨウ収納対策の関係で、地方、本部を含めて約1,000名程度の増員をしようというところで考えているところでございます。

それから、ちょっと飛びまして、10番のところでございます。安値の競争、また悪質業者を排除するためにということで、現行の除算方式から加算方式にという必要があるのではないかとということで、先ほど御紹介がありましたように、せんだって、大臣・政務三役等に御説明をいたしまして、総合評価の中の除算式を加算式に改めるということについて御了解をいただいたところでございます。

それと併せまして、要求水準が未達成の場合の減額措置ということで、現在は増額としましては目標を0.1%上回った場合には、それに比例して委託費も増額するという事になっておらず、インセンティブということでございます。逆に、目標を0.5%下回った場合には、委託費を比例して減額するという方式になっているところでございます。それにつきましては、増額と同様に刻みを小さくしまして、例えば0.1%ずつにしたらどうかというところにつきましても、大臣等に御説明いたしまして、その方向でぜひやるべきだということの御了解をいただいたところでございます。

それから、戸別訪問に関してでございますけれども、11番になりますが、戸別訪問に關しまして、これまであまりされていないわけでございますが、私どもの方で持っているノウハウといいますと、従来からやっております国民年金推進員の活動がございます。その活動の情報につきましては、考え方のところに書いておりますけれども、戸別訪問実施件数でありますとか、国民年金推進員が行った個別訪問の実施件数でありますとか、配置の人員というところも、活動情報につきましては十分情報の開示をしていきたい。十分に民間事業者との連携を図っていききたいというふうに思っているところでございます。ただし、実際に何人配置すべきだということについては、なかなか言い切れないんじゃないかと思っております。例えば事務所ごとに複数名設置するというような書き方とか、いろいろ書き方があろうかと思っておりますので、その辺を実施要項等で反映させればどうかというふうなこともちょっと考えているところでございます。

それから、14番でございますけれども、内閣府さんの方で民間事業者のヒアリングを行った際に、現年度主義ということで現年度を中心にやりなさいというようなことで現場の幹部が言っているということで、なかなか混乱しているというようなことも御指摘があるところでございます。それにつきましては、その考え方でございますけれども、確かに平成21年度、私ども日本年金機構が発足しまして、1月から3月まででございますけれども、その間につきましては、実際に過年度につきましては、その部分の収納について触れられていないというのが実態でございます。しかしながら、平成22年度の年度計画、いわば事業計画でございますが、その中におきましては、過年度につきましても、目標を掲げてしっかり取るようにということで明記をしているところでございます。そういう面では、今年度からそういったことで地方組織の現場の方にもしっかりと指導をしていきたいというふうに考えているところでございます。また、後ほど申し上げますが、事務所向けの連携マニュアルというものも作成したいと思っておりますので、その中でも明記したいというふうに考えておるところでございます。

それで、資料2-1のところの別紙1でございます。戸別訪問活用の考え方というところでございますけれども、そこの中の(1)のところでございますけれども、民間の創意工夫を活用しながら戸別訪問を実施していくわけでございますが、私どもの考え方としましては、電話、文書、戸別訪問というのを適切に組み合わせていくべきだろうと思っております。その上で、先ほど申し上げたような戸別訪問に必要な人員を配置していただければというふうに考えているところでございます。

(2)のところでございますが、戸別訪問による納付督促というのは、全ての滞納者に実施するわけではないというのは御承知のとおりだと思いますけれども、電話とか文書による督促だけでは実績が上がらない方に対して戸別訪問を実施していくべきというふうに考えております。御指摘にもあったのですけれども、山間僻地など遠隔地はどうするんだということがございましたが、それにつきましても、コストパフォーマンスということも考えながら、対象者、いわば滞納者の方々がたくさん存在する地域でありましたら、当然そ

こは行くべきだろうというふうに考えているところでございます。

(4)のところでございますけれども、重ねて申し上げることになりますけれども、戸別訪問員の具体的な人数とか実施件数につきましては、定量的な要求はなかなかできないんじゃないかと思っておるところでございます。適切な組み合わせによって民間事業者の創意工夫により設定することが適当だろうと思っております。ただし、先ほど申し上げましたように、年金事務所ごとに、例えば最低2名とは言えませんが、複数名設置すべきというところまでは書き込めるのではないかというふうに考えているところでございます。併せて、国民年金推進員の従来からの取組について、情報開示をしっかりとしていきたいというふうに考えているところでございます。

別紙2のところでございますが、事業者との協力連携ということで、考え方でございますけれども、①のところで、契約期間中の各年度ごとに要求水準達成のための実施計画というものを提出していただくというふうに考えているところでございます。

②でございますけれども、本部と事業者との定例的な打合せ、これは四半期ごとはどうだろうというふうに思っております。あとは、県別に年金事務所・ブロック本部との月次での打合せを確実に実施していきたいというふうに思っております。

また、毎月報告されているわけでございますが、その実施報告書によりまして、要求水準の達成が困難と見受けられる場合には、私ども本部とブロック本部、年金事務所が目標達成に向けた助言なり要請を行っていききたいというふうに改善措置を講じたいというふうに思っております。

そして、別紙3でございますが、別紙3につきましては、先ほど現年度中心になっているのではないかという御指摘を踏まえまして、現在、納付率について公表しているわけでございますが、これが公表の現物でございます。納付率につきましては、一番上の表の中でございますが、例えばこれは22年の1月末現在でございますが、上が現年度分ということで、その下の真ん中辺に過年度分ということで、しっかりと過年度分の状況につきましてもPRするように努めているところでございます。その中でも、新聞各社、マスコミ等が取り上げるのは、どうしても現年度分の率を取上げてくるということがございますので、今後、マスコミに対してどのような発表の仕方をするかというのはまた工夫があらうかと思っておりますので、その辺もちょっと考えていききたいというふうに考えているところでございます。

以上が私ども厚生労働省及び日本年金機構の考え方でございますが、資料B-1で評価案の骨子ということでお示しいただいているわけでございますが、その中で、若干私どもなりの考え方を御説明しておきたいと思っております。

ページでいきますと、3ページ目の一番下の(2)の②のところでございますけれども、これは重ねて言うことにはなりますが、確かに21年度の対応方針としましては、現年度の部分しか触れられていないというのは事実でございますが、22年度につきましては、先ほど申し上げましたように、事業計画でしっかりと過年度分についても収納対策をやるように

ということで、その目標も掲げているところでございます。

それから、その次の4ページの(3)の安値落札の是正というところでございますけれども、具体的な方策としてということで①、②が掲げられているわけでございますが、①につきまして、徴収事務の民間委託を開始するに当たって、従来経費の何割程度で応札が行われることを見込んでいる旨を明示するということをやりますと、例えば予定価格が逆算でわかってしまうのではないかというような懸念もあるものですから、こういうことが本当に可能なのだろうかというところが私どもとしてはちょっと疑問があったところでございます。

そして、②でございますけれども、戸別訪問に要する人員の数を明示する方法ということが掲載されたわけでございますが、これにつきましては、先ほど来申しておりますけれども、ガイドラインの中で、実施体制とか実施方法は、開示された情報を参考に民間事業者側が自ら定めるといようなことがガイドラインで定められておるところというふうに私どもは認識しておりますので、具体的な人数について、ここで明示するということが可能だろうかというところがちょっと疑問があったものですから、先ほど申しましたように、年金事務所ごとに複数名設置するとかというような書き方ではいかかかというように考えているところでございます。

それから、その下のところの(4)の②の(イ)から、その次のページの(へ)まででございますが、これらにつきましては、加算要素として掲げられている御指摘のある事項につきまして、加算要素として位置づけたらどうかということで、我々としても、加算できるように考えたいというふうに考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問は。

○石塚理事 1点補足させていただきます。体制面で大変御心配をおかけしておりますが、先ほど町田から申しましたように、6月で採用増もありますので、その中で国民年金部の中でも市場化対策の要員を、少し体制を強化するというので今、人事当局とも相談させていただいておりますので、体制を整えて一生懸命頑張らせていただきたいと思います。

また、事業評価(案)の骨子では、今のままでは22年度以降、本事業を継続させるかどうか判断することは難しいという非常に厳しい御指摘もいただいているところですが、御承知のとおり、今年度の10月について契約更改するというところまで閣議決定されておりますので、機構並びに厚生省としては、そのことを前提に予算も仕組んでおりますし、組織体制、非常勤職員の体制なども組んでおりますので、市場化テストの枠組みを活用させていただいて、今年度の秋以降も継続させていただくという前提で御審議を願えればと思っております。ただいま町田からも説明しましたけれども、まだ実施要項レベルで具体的な文言に落とさないとわかりにくい面もあると思っておりますので、実施要項も私レベルではほぼ案もできておりますので、できるだけ早い機会、できれば来週早々にも事務局の

方を通じて先生方に御覧いただいて、実施要項の具体的な中身のレベルでの御審議をできるだけ早い機会に賜ればというふうに思っております。10月契約更改ということですので、6月早々ぐらいにパブリックコメントというような中身の手続に入らなくてはいけないものですから、大変窮屈な日程で、私どももこれまでの準備不足もあったんですけども、そんな日程で進めていかないと、なかなか10月契約更改はスムーズにいかないというような事情もありますので、よろしく御審議をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○樫谷主査 それでは、ただいまの御説明について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。いずれにしても、今、石井審議官からもお話がありましたように、国民の生活に関係するところですので非常に重要であると我々は考えております。これは厚生労働省も同じお考えだと思うのですが、今まで年金機構にお聞きしてもなかなか進まない。進まない理由は、年金機構だけでなかなか解決できない部分が相当ありそうな感じもいたしましたので、事務局を通じて、ぜひ厚生労働省からも直接お話を聞くことが適切かなということでもあります。何か御質問ありますか。

○渡邊副主査 今、御回答いただいている別紙1、別紙2のところ、これが具体的な御提案というか、御説明というふうに考えるべきなのか教えて下さい。例えば戸別訪問活用の考え方の(1)のところ、「『電話』、『文書』、『戸別訪問』を適切に組み合わせて実施することを明記し」というだけで、本当に機構が狙っておられる、民間事業者に必ずこのぐらいのレベルをやってほしいというところが具体的になるのかどうか、いささか理解できないところがあります。4つともどのぐらいやるのか、どの程度のレベルでやるのかということなんです。例えば電話の比率がすごく高く、戸別訪問がすごく少ないというのが今までの問題点だったと思うのですが、「適切に組み合わせて」というだけだと、比率などに一切触れていないので、一定のレベルに達するために、具体的にどういうふうに要項とか契約で、民間事業者の義務として課するおつもりなのか。この規定からだけだと具体的なところが理解できないので伺っています。

2点目は、確かに、以前よりは、こういうふう書いていただくと、ここに書いてあることはおやりになられたいのかなとは理解できるのですが、要項なり契約で民間事業者にこれを義務づける内容というのがまずあり、その義務というか、要するに、履行してもらわなければいけないものはこれだけというのがやはりあって、その前提として、それをやってもらうためには何を行わなければいけないか、という観点があります。先ほどから情報開示とはおっしゃるのですが、内閣府のヒアリングの結果の報告を聞いていますと、例えば機構内というか、年金事務所と申し上げたらいいのか、内部の意思統一をきちんとしていただかないと、そしてそれを齟齬なく、あるいは過不足なく民間事業者に伝えていただかないと、たぶん義務の履行は難しいと思います。そこをどうやって担保されるのかということと、同じく、やはり民間事業者に義務の履行をさせる上で、例えば名簿の整備とか、そういう一定の対応を機構側ないし年金事務所に備えつけて、初めて期待できるレ

ベルの業務、達成できる業務の質というのがあると思うのですが、今の御説明だけだと、人員を雇う努力をしておられるのはすごくよくわかり、そういう意味では一生懸命やっておられるというのはわかるのですが、いざ要項に書き込み、契約をして民間事業者が走り出そうとするときに、何と何がその時点でそろっているかという、そこが今の御説明だけだと理解しにくかったので、そこを御説明いただけたらと思います。

○石塚理事 実施要項をどう書くかということで、またよく御議論いただきたいと思うのですが、私どもが今考えていますのは、これまで実施方法については、極端なことを言えば、戸別訪問は全くやらなくてもいいような書きぶりの実施要項でしたので、今回は電話と文書と戸別訪問、この3つは必ずやってくれと。戸別訪問についても、電話と文書でやってだめな人については必ず戸別訪問をやってくれと。そこもきちんと書こうというふうに思っています。あと、そういう3つの手法をきちんとやるための体制も当然きちんと整備して提案というか、企画書を出していただくということを考えておりますけれども、その場合に、1つ1つの事務所について、例えば電話が何人とか戸別訪問は何人といったことまでは、民間の創意工夫というような観点もありますので、そこを個別に書くというのはなかなか難しいのかなと思っていますので、情報開示と申し上げましたのは、実施要項の中にもそういうことをきちんと書きたいと思っておりますけれども、従前の社会保険庁時代にやっていた体制とか、例えば国民年金推進員が何人いて、どのぐらいの回数やっていたとか、そういう実績も十分参考にした上で実施計画とか体制を含めて企画書を出してほしいというような書きぶりはどうかなというふうに考えております。

その上で出てきた企画書の内容について、体制面が十分であるものについて点数評価を訪問について重点的に高い評価するというようなことも加点要素の一覧表の中に明示して、では、訪問について重点的に体制を組んでやれば高い評価を受けるのだなというような、間接的にと言ったら変ですけども、誘導するというような手法できちんとした体制面も整備していただくというようなことではどうかなというふうに考えています。ただ、訪問について全く何も書かないのかというような御議論もありましたので、例えばですけども、最低限複数名は置いてほしいというようなことは最低限のいわば必須条件みたいなことで書いて、それから、どれだけ上乗せするかというのは、過去の実績なども見た上で、民間の方で電話とか訪問のバランスも見た上で、こういうのがいいと思うというような提案を出していただいて、その中でより充実した者について高い評価を与えていくというような仕組みではいかがかなというように考えているということでございます。

あと名簿の整理とおっしゃいましたのは、訪問員が何かの名簿を備えさせるということでしょうか。

○渡邊副主査 先ほど内閣府からの御説明にあったと思うのですが、ヒアリングの過程で、正直申し上げれば戸別訪問も重要だとは思いますが。ただ、その前提であっても、電話で督促をしたりするのであれば、電話番号がそろっている名簿があれば、たぶん電話をかけるといふのがある程度効率的にできそうですが、ただ、もし電話番号がそろった名簿が

なくて、先ほど4割ですか、6割ですか、名簿に搭載がないとか、過去2年を越えた過去のものについては記録が抹消されることもあり得べしというふうに理解し、また、私、この資料を丁寧には読んでいませんけれども、今大事なのは、別に1つ1つ本当に名簿に6割書いてあるかどうかではなくて、もしそういうインフラがないのであれば、民間事業者は自分で電話番号から調査しなければいけない事態になりますし、やることの内容がだいぶ違ってくると思うのです。民間事業者がやらなくてはいけないことの質が違ってくると思うので、機構側がそれを準備するという前提で発注のあるいは応札の準備をすべきなのか、それとも、そういうのも民間事業者の業務に取り込んでやれというふうな内容の業務にするのか。何かそのあたりの、まず何を彼らにやってもらいたいのかということと、そのために必要なものが何かということと、もし必要なものが現にそろっているのであれば、ないのであれば、それも新たな業務としてやってもらうことを想定するのかどうか。そのあたりがよくわからないでいたので、そこを教えていただけたらと思うのですけれども。

○町田部長 今おっしゃった名簿、電話番号または住所の関係でございますが、先ほどの私どもの回答の15番になろうかと思えますけれども、御覧いただけたらと思えます。資料2-1の15番でございます。電話番号につきましては、国民年金の原簿というものがございまして、これは法律で定められているところでございますが、必須項目になっていないというのが実態でございます。その上で、各種届をいただいているわけでございますので、その中で記載をお願いして収録しているというようなことがございます。それは、あくまでも協力が得られる範囲でということになっているものでございますので、先ほど4割とおっしゃいましたが、なかなか入っていないというものが結構ございます。そういう場合、今まで私どもはどうしていたかといいますと、例えば市町村の御協力をいただいて、電話番号がわかっているところはお伺いするとか、それでもだめな場合は戸別訪問に行くというような手法をとっているところでございます。

また、住所につきましては、住基ネットとの突合ということで突き合わせということは今もやっているわけでございますが、来年の4月から住基ネットが保有する本人の情報といたしますか、現住所を取得することになっておりますので、そういう面では住所は直近の状態確実に収録されるであろうというふうに思っております。ただ、電話番号につきましては、そういうことで、今、委員がおっしゃったように、民間事業者の方が調べなさいとするのか、私どもの方で調べて、それを提供するのかということについては、民間事業者の方が調べるといってもなかなか大変だろうと思えます。そういう面では、今後、私どもの方でも市町村から御協力いただければ、その情報をもろうことにしておりますので、そういう面で情報を差し上げるということになろうかと思えます。ただし、それは当然ながら100%はございませんので、極力、わかっているものは全て情報としてお出しするというようなことになろうかというふうに思っているところでございます。

○石塚理事 機構が把握した電話番号は当然全部提供しますけれども、100%にいかない面はあるということで、あと、内閣府さんの方からも、委員限りの紙に書いてありますが、

例えば電話番号を訪問活動等を通じて民間の方々が調べてきたというようなことであれば、そういうものをどう評価するのかというような御提案もありますので、そういうこともきちんと事業としては評価して、電話番号を調べるというような基礎的な作業についても、一生懸命やっていただけるというようなことについては、評価の際に加点要素としてきちんと評価するとか、そんなことも併せて取り組みたいというふうには思っております。

○樫谷主査 いかがですか。

○渡邊副主査 加点の要素にするのか、業務の対象としてそれにペイというか、対価を支払ってやってもらうのかは、やはり入札する側からすると、すごく大きな問題だと思うのです。もちろん 100% 機構でやらなければいけないみたいな、そんな大人げない話は誰もしないとは思いますが、あるものだけ差し上げますというのと、あなたに義務を負わせるので、このぐらいまでのレベルのものはこちらで用意しますというのは、だいぶ格差のあるお話かなと思うので、そこはどちらの対応で望まれるのか。まあ 8 割方ぐらいは機構の方でインフラ整備の形で出されるのか。それとも、やはりさっき言われた、そもそもあるものということになると、6 割ぐらいを、あるいは 4 割ぐらいを想定されるのであれば、もともとそういうものとしてやってくださいと言われるのか。何となく、やはり契約ごとで縛り縛られやられる以上は、しかも、それは対価と結びつくお話なので、そのあたりは少し御検討いただいた方がいいのかなと思います。

○石塚理事 電話番号を調べるという業務自体、訪問活動の一環の業務だということをきちんと位置づけるべきだという御指摘であれば、実施要項の中にそういうことも、いわば訪問を通じて把握する業務の一部だというようなことをきちんと書くべきだという御指摘であれば、そのようにさせていただきたいと思っておりますけれども。

○渡邊副主査 私、別にそういう指摘をしているつもりはなくて、それを決められるのはやはり機構で、それをした方がいいのかどうか、ノウハウがとおりになるのはやはり機構だと思うのです。私は素人ですので。ただ、実際に要項なり契約事を結ぶ場合の民間事業者、あるいは発注者側としてのお立場を考えれば、何となくではなくて、それはまさに機構の方で御検討いただいておりますので、適切な形で要項なり契約なりでお示しいただかないと、たぶん応札する事業者は困るだろうというところなんです。以上です。

○樫谷主査 いずれにしても、正直言って、何が理論値かといっても難しいので、何かエイヤッと決めなければいけないのもあるのかなというような気もしているのです。そうすると、住所不明のものが大体何件ぐらいあって、電話番号がないのが何件ぐらいあるのか。今までどういうふう調べてきたのかみたいな情報も開示しないといけないわけですよ。だから、これもある意味では、何人置いたらいいかなどというのは、それこそ理論値がないとしたら、エイヤッと、今までよく議論していただいた上で、これぐらい、つまり国民年金というのは非常に重要なものであると。ということは、今まで以上にかけるかどうかは別として、多少コストをかけても、それは国民の幸せな生活のためのものなので、ある意味では、これは機構も割り切らせていただかなければいけないし、厚生労働省の方もそれ

に対して予算あるいは人員という意味で十分御配慮いただかないと難しいのかなと。だから、今回、過剰という表現がいいかどうかは別としても、少しやり過ぎるぐらいやらないと元に戻らないのではないかという気がするのですけれども、私、感触は全くわからないで言っているのですけれども、その辺はどうでしょうか。少し多めに投入する。そして、何とか元に戻すという作業が必要ではないかというふうに思うのですが、そこはなかなか難しいですか。私も理屈を言っているだけの話で、現実のことを知って言っているわけではないですが、少し思い切って決めてしまうというようなことはなかなか難しいですか。

○石塚理事 あらゆることを、こうしろという形で示すのは正直申し上げて難しいと思っているのですけれども、いい提案が出てきた業者さんは、そこについて、これまでの入札方式も変えさせていただきますし、評価方式も変えさせていただいて、十分なコストをかけて、十分な人員をやっていただく事業者さんを選択できるような仕組みを、そこは十分な予算も確保してやっていきたいというのが基本スタンスでございますけれども、予算面等については、今年度は十分確保しているつもりでございますし、来年度以降についても、また厚生労働省の御理解も得て十分な予算を確保して、十分なコストをかけて、きちんとした事業をやっていく。そこは基本的な姿勢ということでは、そういう姿勢でやらせていただきたいと思っております。

○樫谷主査 おっしゃっている意味はよくわかるのですけれども、逆に言えば、機構の意思で、過去のいろいろなことを考えたら、最低これ以上やってくださいというものは言ってもいいのかなと。最高を言う必要はないと思うのですけれども、最低これぐらいかけるべきだとか、2人以上にすべきだとか、3人以上にすべきだとか、そのようなことを書き込むというのは難しいですか。それ以上かける分には、それは評価の話ですが、最低限を決めた上で、それ以上のものを評価するというのはわかるのですけど、複数と書いていただいたら、複数というと2人以上ということですよ。その程度で理解していいのか。やはり2人では難しい。数人かけなければいけないとなったときには、では3人以上とか、4人以上とするのか、その辺は機構が今までの御経験、あるいは経験者もOBの方もいらっしゃるかもわからないので、ある意味では最低限は決めてあげないと、入札をする立場になったときに、やはり取りたいという気持ちがまずあって、そのためにはコストを抑えたいという気持ちがどうしても優先するんですね。だから、ある意味では機構として割り切っていただかなければいけないところが出てくるのかなというふうに思ったりしたのですけれども、それはどうでしょうか。

○石塚理事 繰り返しになりますけれども、これまで置いていない極端なところがありますので、最低複数名は置いてほしいというようなことはきちんと書きたいと思っております。ただ、10人とか20人という具体的な数字までは、個々のいろいろな地域事情などもありますので書き切れないのかなと。ただし、従前、保険庁時代ではこれだけの体制でやっていたので、これも十分参考にして、気持ちとしては、これにできるだけ近いような、何人ともまでは言えませんが、そういう過去の実績とか体制も参酌した上で提案を出して

ほしいと。その提案の中身で、訪問体制できちんとした提案をしたところには高い評価をしますというようなメッセージを出すというようなことでやらせていただきたいというふうに思っております。なかなか個別の地域についてまで人数を示すのは難しいという話と、あと、ハードルを上げ過ぎると言ったら語弊がありますけれども、あまりやると、実務的な立場としては、実際に応札が本当にきちんとなされるのかというような懸念もありますので、そういうことで最低のレベルは設定させていただいて、あとは、より高い提案をしていただいたところを採択していくというような形でやらせていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○稲生専門委員 たぶんそれだとうまくいかないですね。済みません、繰り返しになりますが、実は私も主査もNHKの料金の徴収の関係のことをいろいろやっています、彼らは発注するときに、エリアごとの特性を必ず把握するのです。例えばその地域というのは所得の面から高い低いとか、あるいは人口が密集しているとか、していないとか、特性があって、発注する前の状況が一体何人体制で、月何日稼働して、例えば戸別訪問であれば、一日何時間行ったかどうか、そこまでのデータを彼らなりに分析をして、それをもって、ではどのような提案をされるのですかということを検証していくわけですね。ですから、今の石塚理事さんの話ですと、最低限複数にするという要望はするけれども、エリアの特性は把握できないので、あとは民間さんの創意工夫に任せるという言い方をされていますが、それでは結局、あまり状況は変わらないのではないかと。つまり、民間さんがどういうコストをはじいているかという情報を提供したことにはならないのではないかと思います。

ですから、私であれば、これは今度は日本年金機構さんの話になりますけれども、人員増員の話がされましたけれども、きちんとエリアごとに責任を持ってマネジメントできるような、そういう体制を組んでいただいて、その方たちがちゃんとエリアごとの市場の特性を見た上で、実際にどれだけの人数、体制であれば、民間さんの方から出してきた提案に対して、一方で、ある要求水準に対してフィージブルかどうかというのをきちんと審査できるような体制をつくって発注していかないと、恐らく同じことが起こる。つまり、前の旧社保庁時代の数字にはいかないのではないかとというふうに私は思います。ですから、そこをもう少しきちんと詰めていただかないと、正直言って、あまり状況は変わらないのではないかとというふうに思います。

○町田部長 今回の御指摘はごもっともかと思っておりますけれども、先ほど来申し上げているように、従来の国民年金推進員が、予算の範囲内ではございますけれども、地域地域に配置をしております。それはどういうことかといいますと、まさしく今おっしゃったように、この地域にはどのぐらいの滞納者がいらっしゃる、この地域の特性はこういうことだからということのデータを全て持っております。それをお教えしてということでございます。それで、我々としても、それを評価するに当たっては、それまでの戸別訪問推進員がやっていたこと、また職員もやっております。そのデータを持っていますので、それで評価を

していきたいというふうに思っています。その上で、業者の方にもその情報をしっかりと開示をしたい。ただ、その中で、推進員が何人配置していたから、業者の方に何人置きなさいというところまでは言えないんじゃないかということをお願いしているということでございます。

○稲生専門委員 そうすると、今回仮に、安値受注という言い方は失礼かもしれませんが、予定価格の2割とか3割とか出してきた場合に、その方たちというか、前の収納員の方たちも、例えばその妥当性について審査に加わってもらって、本当にこの金額でいいのかどうかということを検証した上で落札者を決めるというような、そのような方法に今度は進化していくという理解をすればよろしいのでしょうか。

○石塚理事 そもそも加算式、除算式という話がありましたので、加算式に変えるというようにところが非常に大きな点だという大臣の御判断もいただきまして、それに踏み込むというのが1つの我々なりの大きな決断だというふうに思っております。

あと、加算式にした場合、そうはいつても、技術評価点と価格点をどのぐらいの配分にするのかということで、いい企画を出した、いわば技術評価点の高い方の評価点を何点にするのか、価格の点数を何点にするかということで、価格の点数と技術評価点があまり変わらないというようなことであれば、先生のおっしゃるような御懸念もあると思うのですけれども、そこは他の例なども含めて、技術評価点を価格点に比べて重い位置づけにするというようなことで、高い企画を出してきた方が、低い価格でやった方よりも優先的に採用されるというような入札の点数の配分の中で、そういうお話は防げるんじゃないかというふうに思っておりますけれども。

○樫谷主査 非常に難しいのですが、皆様方に頭にきた発言をするかもわかりませんが、例えばNHKの場合は受信料でみんな食べているわけですよ。結構真剣なんですよ。徴収できないということは自分たちの給料にすぐにかかってくるのですよね。ところが、年金機構とか、社会保険庁もそうかもわかりませんが、給料と関係ないですよ。ただ、それはそういう仕組みだから今さら変えろといってもできませんので。でも、そういうものだ。それぐらい真剣なものだというふうにお考えいただいて、今後、一挙にはできないというのはよくわかるので、やはりデータもよく取ったり、どういうことが成功したのか、どういうことが失敗したのか、なぜうまくいかなかったのかということをよくデータを取って分析してもらいたいと思うのです。民間ともよくノウハウを交換しながら。また、そういういいノウハウを広げていかなければいけないですよ。そういう努力をやはりしていただかないと、私も本当に難しいことだと思っています。皆さんもそうだと思うのですが、それは解決していかないと思うのです。この問題は解決しなければならないわけですよ。この年金の問題は解決しなければいけないわけですよ。したがって、どうやって解決できるか。これは一挙にはできないと思いますが、民間にいろいろな実験もしていただいて、機構も新しいノウハウを入手していただいて、それをすぐに活かせるような、できるだけ早めに活かせるような仕組みにさせていただかなければいけない。

特に、今回は評価の話ですけれども、私は評価でよかった悪かったというだけでは済まないと思っていて、これは次の入札にも活かさなければいけないし、既存の契約を今もう19年、20年、21年とやっているわけですよね。こういう既存のものはそのまま放っておいていいのか。つまり、22年度からやるけれども、21年度以前はもう契約してしまったので、もうそれはしようがないというふうにお考えなのか。これは、まず機構の方ではどういうふうに、既存の契約について、実際、これは非常に難しい話で、もう契約してしまっているものを変えろということは今までの常識ではないわけですが、かといって、やはり年金の重要性からいって、どういうふうにこれを考えたらいいいのかというのは、機構からは何かお考えはございますでしょうか。

○石塚理事 契約そのものを見直すというのは大変難しいと思っておりますが、まだ先2年以上残っておりますので、これまでも御指摘いただきましたけれども、いわば丸投げじゃないかというような御批判もいただいておりますので、確かに、民間事業者と本部レベルでの接触なども十分ではありませんでしたので、昨年契約した4業者については、きちんとしたヒアリング等も、早速、今、3月までの実績を踏まえて、状況を聞かせてくれということで今手配しているところですが、きちんとしたヒアリングをするなり、あるいは、それで不十分であれば必要な改善計画を出してくれというようなことで、まずはきちんとしたフォローをして、十分指導して、場合によっては、それで不十分であれば、契約解除というような枠組みもあるわけがございますので、やたらそういうことを振り回すのはいかがかと思っておりますけれども、そういうことも場合によっては辞さないというような強い姿勢で当面はやらせていただきたいというふうに思っております。

あと、データ分析等々、確かにこれまで不十分な点はあったと思っておりますので、そこはしっかりとこれからやらせていただきたいと思っております。

あと、入札方式とか、何が本当にベストなのかというのは試行錯誤だと思っておりますので、本年は本年としてできるだけことで、時間も限られていますけれども、やれる範囲のことをやらせていただいて、また、今度は312、一斉に更改するというような機会もありますので、それまでにまた十分御指導いただきながら、更にいい方法を模索していきたい。そのために必要な体制とか予算などは、本省ともよく御相談して、きちんとやっていけるように十分努力をさせていただきたいと思っております。

○樫谷主査 これは本省の方、審議官はどのようなお考えですか。今実際に契約済みのものについて、このまま放っておいていいはずがないですよね。今、石塚理事がおっしゃったように。ただ、契約の問題があつて、頑張れといっても、15%の予算で、これを倍かけろといったら何億の話、何十億の話ですよね。そう簡単に民間としては承知できない話でもあると思うんです。そうすると、当然、予算の対応も含めて、いろいろな対応が、機構で本当に解決できないような問題がたくさんあると思うのです。それは、今の現状の契約について、どのようにお考えですか。もう契約してしまったのだからしようがない、あとは頑張ってもらうしかしようがないよねということでもいいのかどうかですね。難しいこと

を言っていると思うのですが。

○石井年金管理審議官 既に結んでおる契約を結び直してどうこうというのは、委員長も今おっしゃっていただきましたように、それ自体は難しいというのは申し上げざるを得ないと思います。ただ、そういう枠組みの中で、先ほど石塚理事からも申し上げましたようないろいろなことを、これまで不十分であったことを着実にやっていく、ここに尽きるといのが私の率直なところでございます。

それから、予算ということで委員長からお言葉が出ましたので、私ども厚生労働省、あるいは年金局としては、日本年金機構に必要な仕事を委託する、お願いしている立場でありますから、この委託する、お願いする業務をきちんとやっていただけるような必要な予算、これを財政当局に要求をし、説得をし、獲得していくというのが私の仕事であると思っております。ただ、そういうことを言ったそばからまた気弱なことを少しだけ申し上げますと、やはりどこの省も共通でございますが、予算獲得というのは改めて申し上げるまでもなく厳しいわけでありまして、必要だから必要なんだ、予算をつけてくれといっても通る話ではありませんから、先ほどの話に戻りますが、やはり今までここまでのことをやってきているんだけど、それを反省をして、足らざる点として、こういうところをぜひやってみたいんだと。その点に取り組むことで、こういったところまでの効果が出ると思うというようなことを、やはりデータの分析をはじめ、財政当局の説得材料を私どもなりにきちんと日本年金機構は連携をとりながら用意をして、少しでも財政当局の理解をたくさんもらえるような取組をしていく、これが私の大事な仕事であるというふうに考えておるところでございます。

○榎谷主査 おっしゃっている意味は、本当に役所の論理というか、今までの仕組みからいって、ものすごく難しいことだと思うのですが、例えば、NHKの話にまた戻りますと、もしできなければ給料がなくなってしまう。下手したら法人が破綻するかもわからない。こういう危機感があったら、何としてでもそれをやらないといけないわけですよ。法律を変えてでもやらなければいけない部分が出てくるわけですよ。年金というのはそれほど国民生活にとって重要な、そうだとしたら、どうやって解決するか。つまり、法律を無視はできませんよね。絶対無視はできないです。では、それは法律を変えてでも、今までの流れを変えてでも突っ込んでいかないといけないのではないかと思うのです。それは機構では変えられませんよね。機構は受注する方なので。こういうふうにやってくれと言われたのをやる方だから。そこから提案はできるでしょうけれども。これは厚生労働省として本当に重要だと、むしろ大臣もそうおっしゃっていると思うんですよ。ミスター年金と言われたような方ですから。それは何としてでもこの問題は、80にできるかどうかよくわかりませんが、今放っておいていいとは思えないですよ。ちょっと努力してくれといっても、これは15%ぐらいで入札をした人に、70億で11億でしょう。あと60億掲げないといけませんよというふうに言ったら、それは不可能ですよ。これは、1割、2割増やすというぐらいならできるかもしれない。ただ、それは不可能だと思うので、本当に

重要だと思うので、もう契約してしまったものを、どうやったらできるかということ、難しいことを言っているのですけれども、何かお考えいただいた方がいいのではないかと。

そのために、財務省の方もなかなか難しいというのはよくわかりますが、むしろ我々も一緒に問題意識を持っていますので、我々監理委員会としても声を挙げて、むしろこういうふうにしなければいけない、こうしてもらいたいというようなことを、これは厚生労働省なり機構だけではなくて、つまり国民にも理解してもらわなければいけないわけですよ。そういうようなことも、我々監理委員会も含めてやっていかないといけないと思っていますので、もう少し大局的な立場から、審議官はこの責任者だとお聞きしているので、少し今までの役所の論理なりから離れてでも、できることはできないことがありますけれども、我々も協力できるところはしますので、ぜひそういうことをお考えいただけましたらというふうに思っております。

○石井年金管理審議官 よろしくお願ひいたします。

○石塚理事 機構としても、市場化の枠組みと、もう一方では、いわば強制徴収という、対象者は限られていますけれども、そこはそれとして、やはり一定以上の所得のある方については、きちんと、コンプライアンスという言葉も前から出ていますので、それを確保するという意味からも、きちんとした取組をやるとか、あるいは一般的な普及啓発とか、そういう市場化テスト業者にお願いしない部分の業務もたくさんありますので、そういうところについては一生懸命取り組みたいと思います。あるいは、局ともいろいろ相談して、制度的に、例えば口座振替をやったときに前納する割引制度というのいろいろ御議論はあったのですけれども、3～4年前に導入したというような経緯もありますので、なかなかすぐには難しい点もあると思いますけれども、現場からもいろいろな御提案をさせていただいて、予算とか、いろいろありますので、今年度すぐにとというのは難しいと思いますけれども、そういうことで我々がやるべきことは一生懸命やらせていただきますし、機構としても今後皆さんの御指導をいただきながら、引き続き努力させていただきたいというふうに思っております。すぐにとというのはちょっと難しいということではぜひとも御理解いただきたいと思っておりますけれども。

○橋本課長 事業管理課長の橋本でございます。法律という話が出ましたので1点だけ補足させていただきますが、今開かれております国会の方に私ども国民年金法の一部を改正する法律案を提出させていただいております。今現在ですと、2年間を過ぎてしましますと、御本人のお気持ちが変わって納めたいというふうな気持ちになっても、もう納めることができないという状態になっているわけでございますけれども、この法律案が成立いたしますと、最大10年遡りのところまで御本人の意思があれば後から後納することができるといふような制度改正をしたいということで提案させていただいているところでございますので、何とか成立を図りたいというふうに今努力しているところでございます。

○渡邊副主査 大変マクロ的な観点から重要なお話をいただいていると思うのですが、評価と今後続く実施要項・契約の観点から申し上げますと、さっき町田部長が言われた、例え

ば推進員の今までのノウハウを評価にどう反映させるかとか、そういう具体的に、まさに今もし情報があるとしたら、それを単に開示します、後は皆さんよろしくというよりは、やはり発注者側として、評価して選ぶときの基準、それから、その後のビヘイビアを、事業者のパフォーマンスをモニターして適時適切、それじゃだめじゃないかとか、注意とか、そういうふうな何か具体的な制度が伴わないとワークしないのではないのでしょうか。みんな頑張りますと言っても、何となくそれで終わってしまうような不安があり、このあたりが私の器の小ささかもしれないのですけれども、やはりさっき言われたような推進員のデータを吸い上げて本部で判断されるのか、それとも、評価とかモニターに、もっと直截に地域の本当にわかった人を関与させる仕組みをつくられるのか、そのあたりをたぶん具体的に、これもまた素人なりのお話を伺っただけの前提で申し上げているのですけれども、そういう具体策というのを御検討いただいて、評価は評価として、こういう点が不足だったので、こういう具体策を入れれば、次はどの程度のプラスになるかわかりませんが、改善になるとか、それを要項とか契約につなげるという検討が必要ではないのでしょうか。そういう意味では、さっきの推進員のお話のほかに、もう少し同じような、まさに評価とかモニタリングに使えるデータなり、そういう人員なりについても検討を要するのではないのでしょうか。もっとも、私は単に人数を増やせばいいというふうには思っているわけではなく、まさにそういうノウハウのある方が評価なりモニタリングに関与する、そこがきつと骨というか、コアな部分なのかなと思って伺ったものですから、いきなり細かい話になって恐縮ですけど、ぜひそのあたりを発展させてお考えいただけたらと思って発言させていただきました。

○榎谷主査 そうすると、これは今後どういうふうな。

○山西参事官 技術的な点で、まだ内閣府側としてもわからない部分というのが、例えばどれだけ人を置けばいいというのは難しいという話はわかるのですけれども、今までの各委員の先生方と同じで、結局、応札する企業が、これだけのコストをかけますというコミットができる形になるというのが見えていないというのが明らかにならなければ、同じ失敗を繰り返してしまいますよということしか内閣府としてもたぶん言えないだろう。例えばの話ですけれども、滞納者には必ず接触するというのを条件づけとして書くということですが、これが恐らく企業にとっては捉え方が違うんじゃないか。それは、小田原もあれば、海老名もあれば、藤沢もあれば、西江戸川、葛西、そして東金とか、茂原とか、関東でもいろいろなところがありますけれども、それぞれ地域が違う。これは先ほど稲生先生もおっしゃったことですけれども、行ってみたら、都心部で特に会えないというところをどうするのかとか、それが単に滞納者には接触するようにと書いてあったら、それは一回訪問すればいいのかとか、一回必ず接触しなければいけないのかとか、接触率がどうなのかとか、そこを明確に、人数では無理であれば、例えばそういうものが今までの水準と同じだけの接触率を求めますという形にするかどうかで、それも完全に企業側がどの程度の人をかけてやろうかという計算の根拠になるわけですね。それが全部企業にお任

せしますということでしたら、今までどおりの安値競争は全く変わらない。これをやはり何らかの形で具体的なものが見える形にする改善をされる御意思があるのかどうかというのを私どもとしては聞かせていただきたいというのが1点でございます。これは、恐らく人数のこと以外でもだと思います。

あと2点目、これはちょっと気になる点ですけれども、確かに年金機構さんも半分以上、かなり民間企業出身の幹部の方も入ってきているから、当然、コストパフォーマンスを考えられるというのはわかるのですけれども、例えば離島・山間部の問題ですけれども、私もNHKの話は知らないですが、本当にNHKの集金人の方は、八丈島とか小笠原諸島については、滞納者に対してはコストパフォーマンスを考えて徴収に行きますということを表立ってこういう形の公表されるペーパーに書くかどうかという意識なんですけれども、そこが、NHKにしても、公共放送というときに、やはりセキュリティのことも国のカクホを考える機関だと思いますけれども、何のために山間部であろうとも、離島であろうとも、例えば今は東京都知事ですが、東京都の幹部が年何回訪問しているということを小笠原諸島の市町村の方だったら御存じなのかとか、あるいは、警視庁幹部が何回ぐらい行くか、東京国税局の幹部が何回ぐらい行っているのかとか、それは、やはりそういうところの方は知っているわけですね。それに対して、本当にコストパフォーマンスで行けるところまで行きますということが、これで書けばいいということで、こういう公の場で明らかにされてしまうというのは非常に恐いことだなと感じたというのが2点目でございます。

以上でございます。

○石塚理事 後者の点は、市場化の業者さんにどれだけ行っていただくかという話もあると思いますけれども、ただ、最後は強制徴収の世界だというふうに我々は思っていますので、強制徴収は強制徴収として、低所得というか、ボーダーラインの人まで本当に強制徴収をやるのはいかがかという議論もありますので、コストパフォーマンス以外の話で、一定程度の基準を置いて、年収これぐらいの人であって、あと長期に滞納している人については強制徴収で踏み込めと。これは職員がどんな僻地でも山間でも行くわけですので、そういう形での取組ということで最後は担保するのだろう。そういう意味で、コンプライアンスというようなことについては、機構自体が頑張らなくてはいけない分野だというふうに理解しております。

あと、前段のどういう形で事業実績を求めるのかということについては、少し検討させていただいて、何をどこまで書けるのかというのは少し検討させていただきたいと思いますが、その上で、実施要項の中身の問題として御議論いただいて、これで不十分だという点があればまたお知恵も借りながら直したいと思いますが、冒頭申し上げましたように、なかなか時間が無いからというばかり言いわけするつもりはないのですが、ただ、実際、限られた時間もありますので、できる範囲の知恵は絞らせていただきますけれども、6月早々には対外的にパブリックコメントというような形でお示しして手続を踏まないことには、10月の契約更改自体が危うくなるというような情勢でございますので、そういう

ことも踏まえながら、ぜひとも御指導をお願いしたいというふうに思っております。

○山西参事官 あと1つですけれども、これから評価に関しては、21年度の評価もしなければいけないということについても、21年度分の是正策というものについてどうなのかということも今のところ具体的なものは聞けなかったと認識しております。

○石塚理事 既存契約の分の話だと思うのですが、そこは機構として、先ほど申し上げましたけれども、これまでの指導等について不十分な点があると思いますので、きちんとした指導をやって、場合によっては契約解除というようなことも、やたらめったにやる話ではないと思いますけれども、そういう覚悟も含めて、きちんと指導に努めさせていただくということが現時点で現実的にできる話だと思っておりますので、そういうことで短期的にはぜひともやらせていただきたい。ただ、将来的に全体の枠組みとしてどういうふうにするかというのは、制度の問題等々も含めて、先ほど10年後みたいな話もありましたけれども、また局とも十分相談して、いろいろ知恵を出す場面があると思いますけれども、現実の問題として、では今年度、追加的に何をやるのかということに関しては、指導等に機構として最大限努力をさせていただきたいということで、申しわけありませんけれども、それ以上のことはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

○佐久間事務局長 契約は契約でありますので、その中で要求できる最大限のことを追及していく。これはやっていただくということだと思いますけれども、それで、先ほどもありましたけれども、実現できる投入量のところに限界が見えるということでありましたら、別途の手当てというか、何か工夫の余地がないかというのは、具体的にこうしたらという提案ではありませんけれども、例えば、ある程度人を別途の確保というようなことを考えてみるという余地はないのかとか、特にこれからまた更に2年間、契約してしまった地域の対応の水準が低いというのが続いてしまうということ、これを何らの手当てといいますか、契約の上での最大限の努力はしても、それで足りない分というのをどうするかというようなこと、そこまで考える必要があるような気がお話を伺っているとしております。もちろん、これは非常に難しいことで、手当ての仕方とか、既存の事業者と新たな追加的な投入との役割分担とか、いろいろな調整しなければならないこと、それから当然費用もかかる話ですから、財政当局との関係をどうするかとか、さまざまあろうかと思っておりますけれども、レベルの低いままというのは何らか工夫ができないかということ。これは、21年度分の評価というのは、今後結果が出てきて、そして、それが恐らく従来のもままでいけば水準が低いというようになって出てくれば、その改善というのを事業をやりながら手当てをしていくというようなこともあるのではないかとこのように思います。

○石塚理事 繰り返しになって恐縮ですけれども、少なくとも今年度中に何らかの手を打つというのは、予算上の制約とか、制度的な制約もあって、難しいということは申し上げなくてはならないと思っております。我々も今の枠組みでやれる範囲のことはしっかりやらせていただいて、その上で実績も見させていただいて、将来的にどうするかという話は、機構というよりも、本省とも御相談しつつという話になりますけれども、可能性として全

くないという話ではないと思いますが、まずは既存の枠組みで最大限やってみた上で、それでもどうしてもということになった段階については、何か別途方策を考える。ただ、機構全体の定員自体も基本計画というのがありまして、機構をつくる際に非常勤職員も含めて総数はここまでだというふうに閣議決定で決まっている話でありますので、機構が直接雇用するという話は難しいですし、また、別途の契約を何かやるということも枠組み的には極めて難しいというふうに思っていますので、今すぐに、今年度からでも何かやれという話については、大変申しわけありませんけれども、今日の時点で難しいということをお願い申し上げます。一生懸命やった上で、将来的に何もしないということではありませんけれども、少なくとも今年度、今すぐということとは極めて難しいというのか率直な事情でございます。そこはぜひとも御理解いただきたいと思っております。

○樫谷主査 極めて難しいというのは本当によくわかっています。大臣はこのことについてどう思われているのですか。確かに、本当に難しいですよ。石塚理事のおっしゃるとおりだし、全員そう思っていると思うのですが、大臣は、今の実績について御報告されていると思うのですが、これはしょうがないよねという話なのですか。

○石井年金管理審議官 しょうがないよねというのは全くございませんので。これは、1つ端的な数字としては、先ほどの機構の資料にもありましたけれども、今年度予算で、本当に社会保険庁時代では考えられないような増員が可能になる予算を計上しているというのも、まさに端的な今の大臣がこの分野に力を入れておられる1つのシンボルだというふうに私は思っております。このたびの総合評価方式、除算式から加算式に改めるということの大臣への御判断を仰いだときも、こういう言い方を申し上げますとあれでございますが、大臣は非常に多忙な中でもあります、こういう案件でぜひともお時間をいただきたいというお願いをいたしましたところ、優先的に御都合をつけていただいておりますので、私と石塚理事で大臣に御説明いたしましたけれども、耳を傾けていただけたというエピソードもございます。大臣も国民年金の収納対策は非常に重視をし、力を入れていく必要があるという御認識であると理解をしております。

○樫谷主査 これ以上言ってもあれでしょうけど、いずれにしても、政策的な判断も含めてしていただかないと、それこそ本当に大臣レベルの御判断も必要なのかなという気はしているのです。ただ、本当に現場での対応というのは、機構は特に、やれと言われたことをやっているし、ぎりぎり縛られている中での話ですから、知恵がいろいろあっても、なかなか限界があると思うので、そこを乗り越えて何かもしることがあったら話ですが、政策的な政治レベルの判断も含めて、ぜひやっていただかなければいけないかなというふうに思っております。

何かございますか。

○佐久間事務局長 先ほどから石塚理事が何度か言われていますように、期日が非常に限られておることによって、その中で具体の実施要項の検討も早急に進めなければならない

ということがございます。事務局といたしましても、機構の方とは具体の詰めをしっかりとやらなければいけないというふうに思っています。かなり短期のうちにいろいろと議論をしていかなければならないということがありまして、委員会を開いていろいろと議論していただくのが本来の筋ではあるのですがけれども、いろいろと議論をさせていただいて、また、個別にいろいろ御相談をしたりというようなことをお願いするような場面があるかと思っておりますので、大変お忙しいとは思いますが、いろいろと御示唆をいただけたらと思いますし、それもフィードバックしながら、機構の方と対応を具体化していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○樫谷主査 そのほかには事務局からは特にはないですか。よろしいですか。

時間になりましたので、実績評価（案）についての審議はこれまでとさせていただきたいと思いますが、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえて、本評価（案）につきまして、年金機構と更に協議を行っていただきまして、その結果を当委員会というか、委員会を開催すればいいのでしょうか、するまでもなく、タイムリーに情報をメール等で御送付していただいたりして、何せ、石塚理事がおっしゃるのはよくわかるので、納期に間に合わせなければいけないという課題もあることは十分承知しております。また、厚生労働省、日本年金機構におかれましては、とにかく知恵を絞っていただく。期限ぎりぎり間に合わなければいけないのですが、知恵を絞っていただいて、むしろ大局的な判断も踏まえて、かつ具体的にやっていかないといけないというのもありますので、まず決めていただかなければいけないという部分もあると思うのです。そうすると、これは次のとき、2週間後にはどのレベルのものが出てくると考えてよろしいのですか。

○石塚理事 2週間後といたしますか、来週早々にでも、今日の御指摘を踏まえて、どういう工夫ができるのか、実施要項の具体的な案を事務局の方にお持ちいたして、それに基づいて先生方の御意見も踏まえて、早急に成案を得たいと思っております。何度も繰り返して恐縮ですが、2週間後というようなお話もありましたが、6月早々には、実質的な先生方の御了解を得て、パブリックコメントというような形で外に出すような日程も、我々はそんな日程かなと思っておりますが、その段取りはまた事務局の皆さんともよく御相談させていただいて。

○山西参事官 段取りは、この後、深夜になりますので、ここで決めていただいた方がいいと思うのですけれども、例えば今の段階でそちらのつくっていらっしゃる実施要項（案）を見ても、私どもは何も意味がないというか、今日指摘された事項を、例えば個別事項をこういう形に直しましたというものを明らかにしていただかなければ、実施要項を見てもあまり意味がないと思っているのですけれども、逆に、今日の指摘事項について、いつごろまでにこちらに提出していただけるか。それを提出していただいた段階で、それは委員の先生方にもすぐ還元することはできますし、私どもも、例えば月曜日の段階で、こういう状況でしたということは上の方にどんどん報告していくということになるのですけれども、その後で、やはり今、ボールは、一応個別事項については、厚生労働省さんと年金機

構さんが考えていますのでということまでしかこちらは言えないんですよ。

○石塚理事 大変恐縮ですけれども、個別事項というのは、参事官がどういうお答えを期待されているのかわかりませんが、我々として、今日の議論も踏まえて、どこまで実施要項に具体的話として書けるかという案を週明け早々お持ちしたいと思っておりますので、そのレベルでぜひとも御議論をお願いしたいと思っております。それで、ここが不足というようなことであれば、またキャッチボールしながらやりたいと思っておりますけれども、何回も期限の話ばかり言って恐縮でございますけれども、そういう日程で契約更改を円滑にやらせていただくということも、市場化テストについて、10月の契約が万が一にもできないというようなことになると機構にとっても大変な損害ですし、それこそ国民年金事業が回らなくなる実態でありますので、具体的案をお示ししたいと思っておりますので、その案を、それで十分かどうかはあれですけれども、御審議いただけるようなことで御配慮いただければというふうに思っております。十分先生方の御指導も得ながら進めたいと思っておりますので、そこは何とぞそういう形で、小委員長の御配慮もいただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。

○榎谷主査 何かありますか。

○佐久間事務局長 とにかく具体的に詰めなければならないということだと思っておりますので、時間は非常に短いですが、今日の議論もできる限り反映をしていただいて、その上で議論をさせていただきたいと思っております。

○榎谷主査 ということは、作成中の実施要項について、具体的な策が明確にされようとしていると考えてよろしいわけですね。

○石塚理事 極力これまでの御意見も反映したような素案をつくっておりますけれども、今日の御議論も踏まえて、なおどんな工夫ができるか早急に詰めさせていただいて、週明け早々にでも事務局の方に提出させていただきたいと思っております。

○榎谷主査 わかりました。具体的な案が出てくることを期待しております。よろしいですか。本日はどうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。

なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。本日はどうもありがとうございました。